



出産手当金

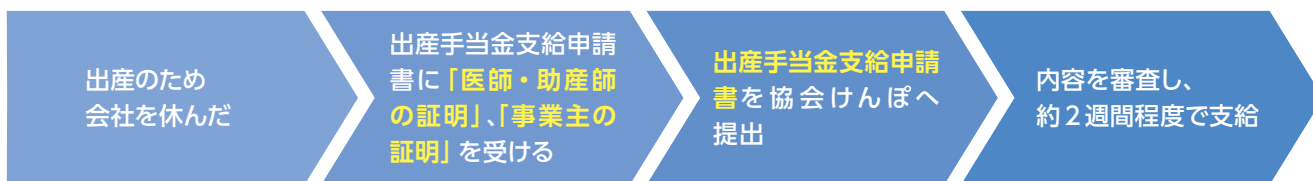
出産で仕事を休んだとき

出産手当金とは？

被保険者が出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。「出産手当金支給申請書」に事業主と医師等の証明を受け、協会けんぽに提出してください。



申請の流れ



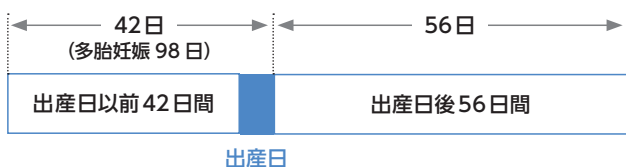
※不備や調査事項がある場合を除く



請求できる期間は？

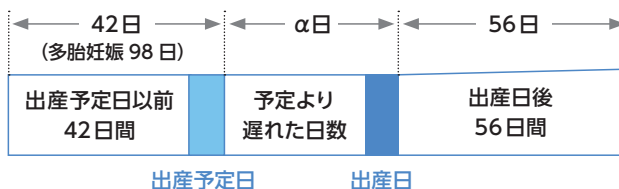
請求可能期間は、「出産日(出産が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合98日)」から「出産日後56日目」までの範囲内です。出産日は出産日以前の期間に含まれます。また、出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。

● 出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合



申請可能期間 = 42日(多胎妊娠98日) + 56日

● 出産予定日より遅れて出産した場合



申請可能期間 = 42日(多胎妊娠98日) + α日 + 56日

出産手当金の支給額の計算方法

支給総額 = 直近1年間の標準報酬月額
平均額の30分の1 × 3分の2 × 支給日数

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

傷病手当金を受けられるとき

傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額の支給を受けることができます。

計算事例は、傷病手当金の支給額(P.50)をご参照ください。



退職などで資格を喪失した後も受け取れますか？

下記の①～③の要件をすべて満たす場合のみ、退職後も引き続き出産手当金の支給を受けることができます。

- ① 資格を喪失した日の前日(退職日等)までに、1年以上(任意継続被保険者※期間は除く)継続して被保険者であること(協会けんぽや健康保険組合の加入期間を含み、国民健康保険等は含みません。)
- ② 資格を喪失した日の前日(退職日等)に出勤していないこと
- ③ 資格を喪失した日の前日(退職日等)が出産手当金の請求可能期間中であること

※任意継続被保険者に対しては、資格喪失後の給付として支給される場合を除き出産手当金は支給されません。

出産手当金支給申請書の記載例は「健康保険制度・申請書の書き方」24ページ参照